

平成29年度 第1回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：平成29年9月1日（金）14：00～15：40

場所：市民会館うらわ 6階 603・605集会室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成28年度進行管理について
 - (2) 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の中間年度の見直しについて
 - (3) さいたま市子どもの貧困対策推進計画について
 - (4) 認定こども園（幼保連携型を除く）の認定権限移譲に伴う認定要件条例の制定について
 - (5) その他
- 3 閉 会

資 料

席次

名簿

次第

- 資料1 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」進行管理（まとめ）」
- 資料2 「進行管理表（子ども・子育て支援事業計画必須記載事業）」
- 資料3 「進行管理表（その他事業）」
- 資料4 「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引き）」
- 資料5 「さいたま子ども・青少年のびのび希望^{ゆめ}プラン中間年度見直し実施・未実施事業一覧（新規掲載事業含む）」
- 資料6 「さいたま市子どもの貧困対策推進計画について」
- 資料7 「幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について」
- 資料8 意見記入用紙及び返信用封筒

出席者・欠席者（敬称略）

【委員】

出席委員・・・吉川はる奈（会長）、岩木晃、生形雅美、大野智子、小熊千代、笠原昭子、片柳香子、久手仁美、坂本仁志、佐久間由記、佐瀬弘恵、鈴木真由美、武田ちあき、照沼香織、刀根洋子、西田隆良、平川充保、真野健、武笠みどり、矢作修一、横山美寿枝

欠席委員・・・石塚章夫、石山俊之、勝田寿郎、久世晴雅、服部圓、松本辰美、渡辺裕

【事務局】さいたま市

・子ども未来局

子ども育成部：住谷部長／子育て支援政策課 小田嶋参事（兼）課長／子ども総合センター開設準備室 鈴木参事（兼）室長／青少年育成課 岸課長／児童相談所 町田参事（兼）所長／他

幼児未来部：幼児政策課 柳田参事（兼）課長／のびのび安心子育て課 江幡課長／保育課 齊藤参事（兼）課長／他

総合療育センターひまわり学園：星次長（兼）総務課長／育成課 大澤課長

・保健福祉局

保健所：地域保健支援課 小林参事（兼）課長／他

公開又は非公開の別

公開

問合せ先

子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 電話048-829-1909

1 開 会

（事務局）

（1）委員推薦団体の人事異動や委員改選に伴い変更となった2人の新委員（坂本委員、平川委員）の紹介

（2）執行部幹部職員の紹介

（3）子ども育成部長あいさつ

- ・8月24日に市内保育所で起きた痛ましい事故について、さいたま市としても、「さいたま市社会福祉審議会」の「特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会」の力をお借りして、事故原因の検証を行い、二度とこのような悲しい事故が起きないように再発防止に取り組んでまいりたい。検証専門分科会の委員に指名されている委員の方々には大変御苦労をおかけするが、御協力をお願いする。
- ・本日の議事は、「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」平成28年度進行管理について、また同プランの中間年度における見直しについて、事務局より御説明させていただき御審議をお願いしたい。その後、子どもの貧困対策推進計画について御説明させていただいた後、認定こども園の認定権限の移譲に伴う認

定要件条例の制定について御説明させていただきたいと思っている。

- ・委員の皆様には、子ども、青少年、子育て世代のため、また、これからの児童福祉行政のために、忌憚のない御意見をいただきたい。

(4) 資料の確認

(5) 委員定数 28人に対し半数以上の21人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により児童福祉専門分科会成立の報告

(6) 傍聴希望者が1人あり、会長の許可の後入室していただく。

2 議 事

(吉川会長)

こんにちは。議事に入ります前に一言御挨拶させていただきます。昨日、この辺りはとても暑い熱気で包まれたのではないかと思います。(埼玉)スタジアムでサッカーワールドカップの出場を決めた試合がありましたが、その中で若手の選手の活躍が盛んに放送されていました。サッカーに詳しい訳ではないのでコメントはしませんが、競技に関係なく、いろいろな形での若手の活躍に感激した次第です。また埼玉県は夏の高校野球も優勝したことを思い出し、若者が頑張っている姿を見ることができ、うれしいことだと思いました。

一方で、今日は9月1日ということで、8月の末にスタートしているところもあるかと思います。多くのところは新学期になりました。(新学期が)とても楽しみな子どもたちがいれば、でもそれが緊張であったり、不安であったりという子どもたちもいて、子どもたちの心身の健康に大きく影響する、あるいは生命に影響することになると、それは本当に悲しいことだと思えます。

前置きが長くなりました。この会は、子どもたちが本当に健康に生活できる環境をつくるという大きな目標を持って進めてまいります。今日の議題は、皆様の御覧のとおりたくさんございます。時間に限りがある中で、御協力いただきながら多くの方々からいろいろな意見が出ることをお願いして、進行に努めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。次第の議事(1)「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」平成28年度進行管理について、執行部から説明をお願いします。

(子育て支援政策課長)

子育て支援政策課長の小田嶋でございます。私から説明させていただきます。

お配りいたしております「A4」カラーの資料1と「A3」の資料2「子ども・子育て支援事業計画・必須記載事業」、同じく「A3」の資料3「子ども・子育て支援事業計画・その他事業」の3つの資料を用いて御説明いたします。まずは、お手元の「A4」カラーの資料1を御覧ください。こちらは、基本施策ごとに分類されております各事業の評価をまとめたものです。

2ページを御覧ください。「計画の位置付け」ですが、この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画として策定し、「さいたま市総合振興計画」の下に、「保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付け推進しております。

3ページをお願いいたします。こちらは「計画の基本的な考え方」をまとめており、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」を目指すことを基本理念とし、3つの視点のもと、「子ども・子育て支援法」に則り、5つの基本目標を定め、90の事業を掲載し推進しております。昨年度より、この90事業について、前年度の事業内容を振り返り、目標達成に向け、各事業の進行状況による評価や方向性の調整を各事業の所管において行ってしております。本年度におきましては、平成28年度の事業の実施、達成状況の振り返りを行っております。

4ページを御覧ください。平成28年度の事業評価について御説明いたします。評価におけるA、B、Cの基準につきましては、「Aの達成」は90%以上の達成としておりまして、「Bの概ね達成」は70%以上から90%未満の達成としております。また「Cの改善余地あり」は70%未満として、この3つの指標を用いて評価をしております。平成28年度の全体の評価ですが、A評価の「達成」、及びB評価の「概ね達成」とした事業が90事業中、85事業で、94.4%でした。また、C評価の「改善余地あり」とした事業が5事業、5.6%ありました。このことから、多くの事業が着実に推進・実施され、達成されていることがお分かりになると思います。

5ページを御覧ください。こちらは、平成28年度の事業評価につきまして、5つの基本目標別に一覧にしております。次のページから、5つの基本目標ごとにグラフにしておりますので、そちらにて御説明いたします。

6ページを御覧ください。基本目標Ⅰの「乳幼児期の教育・保育の充実」でございます。こちらでは、「教育・保育施設の充実」を図ることや、「教育・保育の一体的提供・連携の推進」を図る事業として8事業を掲載しております。評価につきましては、8事業すべてが「A」評価となっております。

7ページを御覧ください。基本目標Ⅱ「地域における子育て支援の充実」でございます。こちらは、「多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実」を図ることや、「子育て相談・情報提供の充実」を図る事業として31事業を掲載・推進しております。評価につきましては「A」と評価した事業が28事業でした。また、「B」と評価した事業は2事業でした。「C」と評価した事業は1事業となっております。

8ページを御覧ください。基本目標Ⅲ「専門的な知識・技術を要する支援の充実」でございます。こちらでは、「児童虐待防止対策の充実」や「社会的養護施策の充実」、「障害児施策の充実」に係る事業など、19事業を掲載しております。評価につきましては、「A」と評価した事業は13事業となっております。「B」評価につきましては4事業となっております。また「C」評価は2事業となっております。

9ページを御覧ください。基本目標Ⅳ「ひとり親家庭等への支援の充実」でございます。こちらでは、ひとり親家庭等の「子育て・生活の場の支援」や「就業支援」、「経済的支援」に係る15事業を掲載しております。評価につきましては、「A」と評価した事業は9事業でした。「B」評価は4事業、「C」評価が2事業となっております。

10ページを御覧ください。基本目標Ⅴ「青少年・若者への支援の充実」でございます。こちらは、「青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組」や「困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組」、「地域における多彩な担い手の育成」に係る17事業を掲載しております。評価につきましては、「A」評価が

14 事業、「B」評価が3事業となっており「C」評価はありませんでした。

11 ページを御覧ください。「A」と評価した事業のうち、2 事例を御紹介させていただきます。まずは、A3の資料2【必須記載事業】の2ページ、上から3段目、「子どもショートステイ事業」で事業番号では11番になります。この事業は、「乳児から小学校修了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害などの理由により、家庭での養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設等で児童を短期間預かることにより、緊急時における子育て負担の解消を図る事業です。平成28年度の量の見込み、利用される見込み人数70人と想定していたところ51人の利用がありました。70人の受入れのために必要となる6施設を確保方策としておりまして、この6施設確保が平成28年度の目標となっておりました。平成27年度の5施設から1施設増やすことができ、目標である6施設となったため「A」評価としております。課題としては、受入れ施設に空きがなく利用できないことがあるため、引き続き受入れ施設の拡充を検討する必要があるとしております。

次に、もう1事例として、A4の資料1の12ページを御覧ください。事業番号29番・30番、A3の資料にございます同じ資料2【必須記載事業】の4ページ最下段、及び5ページ最上段にございます。「妊産婦・新生児訪問指導事業」・「ハローエンゼル訪問事業」の2事業ですが、関連する事業のため併せて御紹介いたします。

まず「妊産婦・新生児訪問指導事業」ですが、妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった里帰り出産を含む新生児、乳児及びその保護者を対象に、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため、助産師や保健師などが訪問指導を行う事業です。

また、「ハローエンゼル訪問事業」ですが、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、妊産婦・新生児訪問を利用しなかった家庭を、民生委員・児童委員や保健愛育会員などの子育て支援経験者が訪問し、不安や悩みの相談や子育て支援の情報提供を行い、支援が必要な家庭に対して、適切な支援に結び付けていく事業です。なお、訪問の際には、「ハッピー・バース・パック」、記念品、子育てきっかけ応援ブックや住んでいる区の子育てマップを提供しております。平成28年度は市内10,628人の出生に対し、新生児訪問6,151人、ハローエンゼル訪問では4,100人の合計10,251人の訪問を行っております。なお、出生数と訪問数に差が生じておりますが、里帰り出産のため、さいたま市内から一時離れられていたり、転出されているなどによるものです。

課題といたしましては、両訪問事業は、子育て世帯の孤立の防止目的もありますので、より多くの方が利用できるよう、また不安解消につながるよう広報を行うとともに、継続支援が必要と判断される家庭を関係機関へつないでいく必要があるとしております。

それでは、資料1「A4」カラーの13ページを御覧ください。事業評価C「改善余地あり」と評価した5事業のうち、こちら2事業について御説明いたします。

まずは、事業番号24番、A3の資料2【必須記載事業】の4ページ、最上段の「子育て支援総合コーディネート事業」です。この事業は、市内の子どもに関する情報を一元的に把握し、発信していく事業で、子育て支援総合コーディネーターが子育てに関する利用者からの電話相談に応じ、助言や子育てサービスの提供を行う機関の案内などをする、子育て応援ダイヤルを行うとともに子育てWEBの管理を行う事業です。子育て

支援総合コーディネーターを子育て支援政策課と10区の合計11か所に配置することとしておりましたが、特定型及び母子保健型を10区に配置することから、コーディネーターを10区に配置することを見送ったため、実施箇所が子育て支援政策課の1か所のみとなりまして「C」評価としたものです。特定型と申しますのは、保育コンシェルジュ、母子保健型は妊娠・出産包括支援センターというものが4月から全区で実施されているのですが、そちらのことを指しております。課題といたしましては、多様化する相談について、対応が難しい場合には、他部署と連携し対応することが必要としています。

資料1「A4」カラーの14ページを御覧ください。事業番号45番、A3の資料2【必須記載事業】の5ページの上から2段目、「子育てヘルパー派遣事業」になります。この事業は、体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいない家庭や養育支援が必要である家庭に対しヘルパーを派遣し、家事や育児援助を行う事業です。実施事業者を2者とする目標に対して、1者に留まったためC評価としたものです。実施事業者の増加に向け、運用方法等を見直すとともに、他市事例を調査し検討していくとしております。また、より利用しやすい事業となるよう引き続き検討を重ねてまいりたいと思っております。

以上のことから90事業全体を考察いたしますと、保育所の待機児童につきましては、計画目標の前倒しを行い、厚生労働省の旧定義となりますが、平成29年4月時点で保育所等の待機児童は解消しました。しかし、新定義では、待機児童が発生するとしておりまして、計画の中間年度での見直しもあることから、今後の方針を検討する段階となっております。

また、放課後児童クラブにおきましても、計画目標を上回る定員増を図ってはおりますが、まだまだ待機児童は多くおりますので、引き続き定員増に傾注してまいります。

さらには、さいたま市子ども家庭総合センターの整備におきましては、平成30年度の開設を目指し建設、整備を鋭意進めております。今後、内覧等の機会がありましたら、委員の皆様にご案内させていただきたいと考えております。

近年、市民の子ども・子育て支援に対するニーズは、ますます多様化してきております。今後におきましても、子ども、青少年、子育て世代のため各施策を推進してまいります。引き続き、委員の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

(吉川会長)

ありがとうございました。これから、皆様から御質問、御意見を頂戴したいのですが、なるべく多くの方に御意見をいただけるように、ぜひ積極的にお願いいたします。

それでは、ただ今の執行部からの説明につきまして、御意見や御質問がありましたらどうぞいただけますでしょうか。はい、どうぞ。

(片柳委員)

私はハローエンゼル訪問員をやっていますので、(資料1の)12ページですが、(事業番号30のハローエンゼル訪問事業の)達成評価がAということで、本当に良かったなと思っています。実はこのハローエンゼル訪問員は埼玉県内で、(他自治体のように)例えば保健師さんとか専門的な方だけでなく、さいたま市の場合は子育ての経験者だ

とか、民生・児童委員などの方たちが協力しています。訪問するときのひとつのポイントとしては、都市化されたさいたま市のお宅に行くということは大変なことなのですが、全く連絡なしで突然お伺いして、その時のお母さんの子育ての状況を把握してることになります。その際、1回で会えたことはなく、1軒に対して3回は訪問することが普通なのですが、ほとんど100%に近いぐらい（の訪問率）です。私は南区なのですが、皆さん本当によくやっていらっしゃるって、2週間ほど先に集まりがあるのですが、この評価を皆さんの前で報告させていただきたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。

（吉川会長）

はい、ありがとうございました。専門的な立場で早期に回る訪問事業として、ハローエンゼル訪問事業の形で様々な相談や（母子の）様子を伺うというものです。

他にはいかがでしょう。それぞれのお立場で気づかれたことや、御質問があればいただきたいのですが。刀根委員さん、いかがでしょうか。はい、よろしくお願いいたします。

（刀根委員）

刀根と申します。今の点について、ちょうどお聞きしたいなと思っていました。実際訪問した方が（この場に）いらっしゃるのには心強いと思いました。ハローエンゼル訪問事業は良い試みだと思います。今まで母子保健の方で妊産婦訪問指導がありましたけれども、なかなか、会えない、あるいは保健センターにいらっしゃらないお母さん方をどうフォローしていくかというところが大きい課題でしたから、この試みをすごく評価したいと思います。

たぶん、この（お母さん）方たちの中には、子ども虐待を少し予知できるような方もいらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひ（この事業を）広めていていただきたい。また、専門家ではなくて、子育て経験者が訪問することにも意義があるかと思います。

それに関連して、（資料1の）最後の14ページにある「子育てヘルパー派遣事業」についてはあまり振るわなかったようですが、先週、オランダの母子保健システムを見てくる機会がありました。そこでは、地区ごとに、担当の方がいらして、訪問もするし、自由にいつでも来てよい場所がありました。専門家ではなくて、普通の子育て経験者が相談に応じるもので制度的にしっかりしていました。それを見てきたので、この子育てヘルパー派遣事業という家事をしてくれる人についても大事なのではないかと思います。専門家は健康教育だけとか、訪問指導者はお話を聞いてくれるだけとか、そういう分業ではなくて、利用者側から本当に必要とされる内容を1か所でやることはとても重要ではないかと考えますので、私はこの事業を評価したいと思います。

（吉川会長）

ありがとうございました。それでは、他にはいかがでしょうか。佐瀬委員さんはいかがでしょう。

（佐瀬委員）

今の（ハローエンゼル訪問事業の）お話で、私も、下の子を出産したのはさいたま市で、御近所の子育て経験者である民生・児童委員の方に来ていただいたので、医療機関や役所の方が来るより、すごく安心したのですが、最近、民生・児童委員の方から民生・

児童委員になりませんかと声をかけられまして、何で私がと思いましたら、民生委員さんの負担が結構大きいことを聞きました。民生・児童委員さんの年齢も上がってきていて、いろいろな年代の子育てを経験した方たちにやってほしいとのことでした。自分が訪問を受けたときはすごく良い事業だと思ったのですが、子どもが小さいので、まだできないとお断りしました。大切な事業だと思いますが、民生・児童委員さんの負担ももう少し考えていただければ民生・児童委員さんも増えるのではないかと思います。

(吉川会長)

はい、鈴木委員さんどうぞ。

(鈴木委員)

私は主任児童委員をしております、エンゼル訪問員もさせていただいております。私自身は、子どもを3人育てたのですが、もう上が31歳で、下が27歳なのですが、訪問してお母さんとお話をするときに、さいたま市にはこのような施設があって、こういうことをしてくれますというようなことはお話しできるのですが、自分は57歳ですが、実際に孫がいる訳でもなく、赤ちゃんと触れ合う機会がなかなかないので、今どきの子育てが正直分かっていないので、もう少し若い世代のお母さんにエンゼル訪問員になって活動していただければと常々感じております。

(吉川会長)

ありがとうございます。他にはいかがですか。エンゼル訪問の話が続きましたが、よろしいですか。

それでは、議題も多いので先に進みたいと思います。(2)「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の中間年度の見直しについて、執行部から説明をお願いします。

(子育て支援政策課長)

お手元の資料4「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)」を御用意ください。こちらは、内閣府より出されましたのでございます。

まず初めに、10ページ、後ろから2枚目の最下段(4)見直しに当たっての手続きを御覧ください。こちらに、「見直しに当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、地方版子ども・子育て会議等で議論を行うとともに」と記載があります。本市におきましては、社会福祉審議会条例にて、児童福祉専門分科会が当該会議を兼ねるとされておりますので、当分科会にて御議論をお願いするものです。

次に、2ページをお願いします。この通知は、主に教育・保育についての記載となっております。2、見直しの要否の基準ですが、平成28年4月1日時点を基準とし、実績値が量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合は、原則として見直しを行うこととされております。また、10%以上かい離がない場合であっても、平成29年度以降も教育・保育施設の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合や、既に年度ごとの目標値を超えて整備を行った場合には見直しを行うこととされております。

4ページをお願いします。中ほどの②中間年における「量の見込み」の見直しの考え方を御覧ください。中間年における教育・保育の量の見込みの見直しは、平成31年度末までとし、推計児童数については、最新の諸情勢を踏まえ算出・補正を行い、潜在家庭類型や利用意向率については、平成28年4月時点の支給認定割合の数値を代替する

とされております。

5ページをお願いします。中段やや下の（iii）既存のデータの活用を御覧ください。こちらでは、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略など、自然増減、社会増減を考慮し算出した既存データを使用してもよいとされております。

次に8ページをお願いします。（3）補正後の「量の見込み」の算出（総括）を御覧ください。今年度見直しを実施する対象年度は、平成30年度及び平成31年度の2か年度分となります。

次に9ページから10ページをお願いします。まず9ページ最下段の6. その他の留意点を御覧ください。教育・保育以外の子ども・子育て支援事業である放課後児童クラブや延長保育、病児保育や一時預かり等についても必要に応じ見直しを行うこととされております。見直しに当たっては、議事（1）にて使用しました資料2に掲載されている事業が主となります。

次に、お手元の資料5「さいたま子ども・青少年のびのび希望プランーさいたま子ども・子育て支援事業計画ー中間年度見直し実施・未実施一覧（新規掲載事業含む）」を御用意ください。こちらは、必須計画記載事業における見直しの実施、未実施及び新規計画記載事業についてまとめたものです。黄色塗りつぶしの事業が、中間年度である今年度に見直しを実施する事業で、白抜きの事業は見直しを実施しない事業となります。なお、最下段にある事業番号91番として記載してあります「妊娠・出産包括支援事業」につきましては、新たに国より市町村子ども・子育て支援事業計画へ記載するよう指示があった事業であり、計画への必須記載事業となりますので、今年度の見直しを機に記載するものです。

本計画に記載している必須計画記載事業24事業のうち16事業にて見直しを実施し、8事業が実施しない方針としております。主なものとしまして、保育所等や放課後児童クラブの待機児童ゼロの実現のため重点事業として推進し、計画を上回って実施してまいりましたので、こういった事業を見直す必要があります。また、それ以外の地域子育て支援事業として掲載しております事業につきましては、表の右端の見直し理由により、計画の見直しを実施するものです。

つきましては、見直しを実施する各事業所管におきまして、平成30年度及び平成31年度における「量の見込み」、「確保方策」の数値を算出し、次回の当分科会にてお示ししたいと思っております。説明は以上でございます。

（吉川会長）

ありがとうございました。説明をいただいた中間年度見直し実施・未実施事業一覧という資料をもとにした内容です。これについて、御質問、御意見等ありましたらいただきたいと思っております。はい、大野委員さん。

（大野委員）

私立保育園協会の大野と申します。事業番号19番の病児保育事業が見直しになっているのですが、前にも私が申し上げたかもしれませんが、体調不良型についても国から補助がされていると思っておりますが、これについて検討していただいているのか教えていただければと思います。

（吉川会長）

それでは、関係課からお願いします。

(のびのび安心子育て課長)

病児保育の関係ですので、のびのび安心子育て課と保育課で分けてお答えさせていただきます。まず、のびのび安心子育て課の方では、病児保育について整備する所管で、現在、北区と大宮区に病児保育がない状況ですので、それについて調整させていただいている状況で、できるだけ早く10区全部に病児保育室を整備したいと考えております。

(保育課長)

保育課でございます。運営の方からお答えいたします。病児保育の一形態でございます。体調不良型については、基本的に自園の児童について体調不良となった場合の対応となります。(保育園に)看護師を配置するということになるかと思いますが、その看護師さんの役目というのは、実際には自園だけでなく地域のお子さんも支援していくという、いわば保健センターが行っているような事業の一部も担うというような役割も国の要綱に書かれております。したがって、実施に向けたハードルはかなり高いという気がしているのですが、いろいろな御意見等はいただいていることから、検討はしているところでございます。

(吉川会長)

はい、他にはいかがでしょうか。西田委員さん。

(西田委員)

見直しを行うということは分かったのですが、量の見込みというのはどういうふうに変ってくるのかが気になるところです。それはまだ算出されていないという理解でよろしいのでしょうか。

(吉川会長)

はい、お願いいたします。

(子育て支援政策課長)

私の方からお答えさせていただきます。先ほど御説明させていただいているところでもあるのですが、今回のこの分科会に量の見込みとそれに対します確保方策について、見直し後の案をお示しさせていただく予定でございます。

(西田委員)

ありがとうございます。今日の資料にはなかったのですが、事前にいただいた資料の中に、例えば放課後児童クラブでいいますと、待機児童数の今年度分が記載されていないので、こちらとしては今年度の状況が分からないのに、どういうふうにして見直すのか疑問がありました。また、話が違って申し訳ないのですが、保育園の部分で申しますと、預かり保育の確保方策の当初というところの数字と、量の見込みが余りにも違うのですが、これはどのように見ればよいのでしょうか。こういうところが多数出ているのですけれど、記載方法が少し違うのかなとは思いますが、いまいち、この読み方が理解できませんでした。

(吉川委員)

事務局から説明をお願いします。

(幼児政策課長)

幼児政策課でございます。今、御質問がございました幼稚園の預かり保育事業の部分

の記載に関しましては、量の見込みのところは、実際の預かり保育を利用した年間の延べ人数で、確保方策の方は、実際に実施していただいた幼稚園の数で、そういった違いがございます。

(子育て支援政策課長)

こちらからも補足説明をさせていただきます。西田委員さんからは、資料5を例にしてお話しいただいているかと思いますが、表の上に「量の見込み(当初)」とその隣に「確保方策(当初)」とありまして、それぞれ対比しますと、左にあります単位が、先ほどの例であれば、「預かり保育事業(幼稚園)」は単位に「施設」とありますが、この場合の量の見込みは(指標の欄にある)想定される見込みの延べ利用人数で、また確保方策につきましては、その人数に対する施設数という見方になります。今回は申し訳ございません。単位の書き方につきましては工夫させていただきます。

(西田委員)

そうしますと、中間年度で見直しを行うといった場合に、1割の変動があれば(見直して)よいというのが基本の考えだと思うのですが、それはどういうふうに見ればよろしいのでしょうか。

(子育て支援政策課長)

今回この資料では、見直しの対象となるものについて黄色の色をつけてお示していますが、次回の分科会におきましては、当然その10%のかい離の部分の数字もお示しながら、新しい案としての確保方策をこの分科会にお諮りするよう考えております。

(吉川会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。それでは、時間の制約もありますので、御意見等はここまでとさせていただきます。

先ほど、議事(1)でお話ししましたが、他に御意見等がありましたら、9月15日までに、いつものように事務局の方へそれぞれメール、ファックスなどでお寄せいただければと思います。ただ今の見直しの部分についても、何かございましたら、そのような形で御意見を事務局の方へお寄せいただければと思います。

それでは、次に進みたいと思います。議事(3)さいたま市子どもの貧困対策推進計画について、執行部から説明をお願いいたします。

(子育て支援政策課長)

それでは、さいたま市の「子どもの貧困対策推進計画について」御説明いたします。本市におきましては、今年度末までに子どもの貧困対策推進計画を策定することとし、アンケート調査や計画内容の検討を進めているところでございます。本日は、委員の皆様はその骨子をお示しし、御意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、資料6(A4判横)を御用意ください。

まず、1ページを御覧ください。計画骨子の説明の前に、子どもの貧困対策の背景について御説明させていただきます。厚生労働省が実施する国民生活基礎調査によりますと、子どもの相対的貧困率は、平成24年には過去最高の16.3%を記録し、平成27年には13.9%と改善したものの、それでも7人に1人が貧困の問題を抱えているという状況にあります。特に、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は12.9%であり、そのうち、大人が1人の世帯の相対的貧困率が50.8%と、大人が2人以上いる世帯に比

べて非常に高い水準となっております。

2ページを御覧ください。こちらのグラフでは、生活保護法に規定する要保護児童生徒数、これに準じる程度に困窮していると各市町村の教育委員会が認定した準要保護児童生徒数、就学援助率の推移を示しております。要保護及び準要保護児童生徒数は、児童数の減少の影響もあるかと思われそうですが3年連続減少しております。一方、就学援助率を見るとまだ高い割合が続いております。子どもの貧困は、経済的に困窮していることにより、周りの子どもが当たり前に持っているような「物」、「人とのつながり」「教育・経験の機会」などがはく奪され、社会との関係性を失い、健やかに育ち、自立していくことが困難になっていき、その後の人生に多大な影響を与えてしまいます。また、その状況が次の世代に連鎖することが懸念されていることから、その対策については、社会全体で取り組まなければならない課題となっております。

3ページを御覧ください。このような状況を受けまして、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

4ページを御覧ください。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の概要をお示しております。資料上から2つ目、基本的施策といたしまして、一つ目は、子どもの貧困対策に関する大綱を定めること、二つ目は、大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」等に関する事項について定めること、三つ目に、都道府県は、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが定められております。

5ページを御覧ください。政府は、この法律に基づきまして、子供の貧困対策に関する大綱を平成26年8月に閣議決定いたしました。この大綱では、資料の左側の上から2つ目にあります「子供の貧困対策に関する基本的な方針」といたしまして、「貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す」、「第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する」、「子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する」、その他、教育の支援では、「学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進する」、生活の支援では「貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する」などの10項目が掲げられております。

6ページを御覧ください。このような動きの中、本市におきまして、子どもの貧困対策に関する施策や、次代を担う子どもや青少年の健全な成長を支える各種施策を総合的に進めるため、今年度中に子どもの貧困対策推進計画を策定することといたしました。計画策定に向けて、本市の子どもの貧困の実態とその対策に必要な支援を把握するため、子育て世帯を対象にした「子どもの生活状況等に関するアンケート調査」、及び支援者ヒアリング調査として、日頃から困難を抱える子どもや家庭への支援に関わっている団体等に対してヒアリング調査を実施することといたしました。アンケート調査につきましては、8月に実施し、現在、集計・分析作業を進めているところでございます。支援者ヒアリング調査につきましては、事前アンケートを8月末までの期限で実施し、今後、アンケートで御回答いただいた中から、いくつか選んでヒアリングを実施する予定でござ

ざいます。

7ページを御覧ください。本市の子どもの貧困対策推進計画策定の方針といたしましては、子ども・青少年の健全育成に関わる基本計画であります「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」と深く関係するものであり、これと一体的に進めるため、このプランに新たに第6章を設ける形で進めていきたいと考えております。

8ページを御覧ください。現時点での構成案でございますが、「1 子どもの貧困対策推進の背景」として、先ほど御説明いたしました「子どもの相対的貧困率」や「国の動き」、「県の動き」を。また「2 さいたま市の状況」として、「生活保護受給者数及び保護率の推移」、「児童扶養手当受給者数及び人口割合の推移」、「要保護及び準要保護児童生徒数及び就学援助率の推移」、「実態調査結果」を、以下、「3 施策展開の基本的な考え方」から「6 具体的な取組」までを記載することを考えております。

9ページを御覧ください。まず、「2 さいたま市の状況」としまして、生活保護受給者数及び保護率の推移、児童扶養手当受給者数及び人口割合の推移をグラフで示しております。本市の生活保護受給者数の過去5年間の推移を見ますと、市全体では増加傾向にありますが、20歳未満の生活保護受給者数は減少傾向にあります。また、保護率は、本市全体では横ばいですが、20歳未満では5年連続減少しています。次に、本市の児童扶養手当受給者数の過去5年間の推移を見ますと、概ね減少傾向にあります。また、人口割合については、全国と比較して低く、減少傾向にあります。

10ページを御覧ください。ここでは、本市の要保護及び準要保護児童生徒数の推移を示しております。本市の要保護及び準要保護児童生徒数の過去5年間の推移を見ますと減少傾向にあり、また、就学援助率については全国と比較して低く、5年連続減少しております。

11ページを御覧ください。子どもの貧困は、経済的に生活が制限されるだけでなく、子どもの人生の長期間にわたり影響を及ぼします。また、貧困が世代を超えて、親から子へ受け継がれる「貧困の連鎖」も懸念されております。更には、相対的貧困は周りから見えづらいのが特徴と言われております。

このようなことから、現在、また次世代の子どもの貧困を防ぐため、長期・短期の両方の視点に立った、幅広い分野での取組が必要と考えております。そこで、「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の基本理念である、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」の実現を目指し、計画の3つの視点を踏まえまして、

- 子ども・青少年の個性が尊重され、健やかに成長するための環境をつくる
- 子ども・青少年の心身ともに健やかな成長と希望を育む
- 地域社会全体で子ども・青少年を育て、見守り、支える

を「施策展開の基本的な考え方」として、すべての子ども・青少年・家庭・地域社会を対象とした「基盤づくり」と、生活に困窮しているなど様々な困難を抱えている家庭を対象とした、「施策の柱」をもって推進してまいりたいと考えております。

12ページを御覧ください。こちらは、施策体系図となっております。まず「基盤づくり」でございますが、すべての子ども・青少年・家庭・地域社会を対象とし、Ⅰとして「子ども・青少年の人権と個性が尊重される社会の実現を目指す」、Ⅱとして「次代を担う子ども・青少年の成長と希望を育み、自立を支援する」、Ⅲとして「子ども・青少年

が健やかに成長するための環境づくりを推進する」、Ⅳとして「社会全体で子育て・青少年育成を理解し、支える」、この4つを基本目標としまして、子どもの貧困対策の基盤づくりとして位置づけてまいります。

「施策の柱」でございますが、生活に困窮しているなど様々な困難を抱えている家庭に支援が確実に届くよう、1として「保護者の生活を支える」、2として「子ども・青少年の心身の健康と成長を守る」、3として「気づきから支援へつなぐ」、以上の3つを基本目標としまして施策を展開していく考えであります。

13ページを御覧ください。こちらは、「施策の柱」に掲げることが考えられる取組の一部を参考としてお示ししております。柱の1の「保護者の生活を支える」では、(1)保護者に対する生活支援として、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を助成する「ひとり親家庭等医療費支給事業」を、また、その他、「児童扶養手当の支給」、「就学援助制度」、「生活保護費の支給」や、ひとり親家庭等に対する「保育所や放課後児童クラブの優先入所」などがございます。(2)保護者に対する自立支援といたしまして、経済的自立や扶養している児童のために必要な学費等の資金をお貸しする「母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業」、就業相談から就業支援講習会等の支援を行う「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援のための相談、住居確保給付金の支給、学習支援事業等を行う「生活困窮者自立支援事業」などがございます。

続いて、柱の2「子ども・青少年の心身の健康と成長を守る」につきましては、(1)子ども・青少年の自立支援として、社会生活を送るうえで困難を有する30歳代までの若者に対し、自立支援プログラムを実施する「若者自立支援ルーム事業」、若年無業者等職業的自立に向けた支援を実施する「若年者就業支援事業」などがございます。(2)の子どもの教育支援として、生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習支援教室や進路に関する相談を行う「生活困窮者自立支援事業」、ひとり親家庭の父母又はその子に対し、高卒認定試験を受験する際に受講する民間講座の経費の一部を支給する「ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、経済的な理由で修学・進学が困難な高校生、大学生に対し、入学準備金等の貸付けを無利子で行う「入学準備金・奨学金貸付事業」などがございます。

さらに、柱の3「気づきから支援へつなぐ」では、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報を共有し、円滑な連携・協力を図るための「要保護児童対策地域協議会事業」、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携し、効果的かつ円滑な支援をしていくことを目的とする「子ども・若者支援ネットワーク事業」などがございます。

14ページを御覧ください。以上御説明させていただきましたが、今後については、こちらのスケジュールのとおりとさせていただいております。委員の皆様には、本資料を御覧いただき、御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。また、11月開催予定の本分科会において素案をお示しいたしたいと思っておりますので、その時点で御確認いただきまして、12月に議会報告、1月にパブリック・コメントを踏ままして、3月末に計画決定という非常にタイトなスケジュールとなっております。以上で説明を終わらせていただきます。

(吉川会長)

はい、ありがとうございました。子どもの貧困対策推進計画の全体を説明していただきました。また、アンケートを実施して調査・分析中だということで、結果等については、またお示しいただけるとおもいます。いかがでしょうか、何か御意見、御質問等があればいただきたいと思います。はい、武田委員さん。

(武田委員)

武田と申します。さいたま市の教育委員会の方では、子どもの貧困対策の一環といたしまして、就学時の援助金というのを入学した後ではなく、入学前に前倒しする形で出しています。あるいは、スクールソーシャルワーカーを配置する形で取り組ませていただいています。

この経済的支援については、私の個人的な感想なのですが、金銭を支給することが、実際の生活の中ではメインになることかと思いますが、もうひとつ、お金ではなく、物を回すという形の支援ができないだろうかと考えております。例えば、さいたま市の中でも、中学校の卒業生のいらなくなった制服を新入生に回すため、デパートのように並べて選んでもらう機会をつくっている学校もいくつかあると聞いています。また、うちの子どもも小学校を卒業しまして、(不要になった)ランドセルがもったいなかったので、アフガニスタンにジョイセフ(JOICFP)を通じて送りましたが、さいたま市内で役立てられないだろうかと思いました。これだけ片付けというものが世間で流行っております中で、やはりそういう市民のニーズはあると思うので、リサイクル、リユースを支援という形につなげていくアイデアをどこかで実現できないかと思っております。

欧米ですと、子どもだけの話ではなくて、お年寄りまで含めての、例えば、フードバンクであるとか、寄付センターなどのサステナブルな社会、持続可能な社会という、資源を有効に使うという、行政全体の中で進んでいる事業があるかと思う。

例えば、親として、たぶん、制服は入学するときが一番お金がかかる。さいたま市の中でも、このように、できるところからで構わないと思いますが、物を有効活用していく形を、貧困対策のひとつの選択肢としてお考えできないかと思いました。

(吉川会長)

はい、ありがとうございます。御意見になるかと思いますが、よろしいでしょうか。

(子育て支援政策課長)

貴重な御意見ありがとうございます。先ほどもお話しいたしましたように、素案を作成する段階で、庁内、所管課でいろいろ把握してまいりますので、ただ今の御意見を参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(吉川会長)

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。大野委員さん、どうぞ。

(大野委員)

6ページのアンケートについて教えていただきたい。一般調査は、5歳児、小学校5年生、中学校2年生となっているのですが、支援利用者調査は、小学校4年生からというのは何か意図があるのでしょうか。生活保護受給世帯でも就学前のお子さんをお持ちの方もいらっしゃると思うのですが、そういった人たちのニーズも、こういったところで聞けると思うので、小学校4年生からというのはどのような意図があってなのか教え

ていただけたらと思います。

(吉川会長)

はい、関係課から説明をお願いします。

(子育て支援政策課長)

お答えいたします。支援利用者調査の小学校4年生からにつきましては、一般調査もそうなのですが、お子さんに対してのアンケートでは、記入回答ができるのは小学校4年生以上ではないかということからで、またサンプル数は、学年を引き上げてしまいますと少なくなりますので、そういったことから4年生からと設定させていただきました。

(大野委員)

これは、子どもに直接聞くアンケートということによろしいのでしょうか。と言うのは、小さいお子さんをお持ちの世帯でも困っていらっしゃる方はたくさんいるので、私は保育園を運営している立場から、できれば支援していきたいという思いがあったので、本当は就学前にも実施していただけると良かったかなと思います。世帯となっているので、お子さんではないのかなと思いましたが質問をしました。これは、もう始まってしまっているので、今後、世帯にアンケート調査を実施していただくと広く意見を聞けると思います。

(子育て支援政策課長)

ありがとうございます。今回の調査で、一般調査は6,000世帯で、5歳児については、保護者だけにアンケート用紙を送らせていただいています。また、小学校5年生については、5年生のお子さんとその保護者に対してのアンケート用紙を、また中学校2年生、それと16歳、高校2年生世代についても、お子さんとその保護者へアンケート用紙をお送りしています。世帯で複数のお子さんがある世帯につきましては、対象児童は1人だけとする形をとっております。

また、支援利用者調査の方でも、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助受給世帯について、同じくお子さんとその保護者にアンケート用紙をお送りしています。

(吉川会長)

それでは、御意見ということで取り入れさせていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。時間もないので次にいきたいと思いますが、また、お気づきの点などがございましたら、こちらにも意見記入用紙でお寄せいただければと思います。

次に進みます。議事の(4)、幼保連携型を除く、認定こども園の認定権限移譲に伴う認定要件条例の制定について、執行部から説明をお願いいたします。

(のびのび安心子育て課長)

のびのび安心子育て課と申します。議題(4)につきましては、資料7をご用意いただきたいと思います。私からは、12月開催の市議会定例会に上程予定の条例議案「幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の制定」について、概要を御説明いたします。

まず、1ページをお願いします。上段の認定こども園の類型につきましては、資料にありますとおり、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4タイプがございますが、本市には平成29年4月1日現在で、幼保連携型が5園、幼稚園型が1園、地方

裁量型が1園の計7つの認定こども園がございます。次に、下段の「新制度施行以降の認定こども園の認可等の権限」についてでございます。平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートいたしました。同時に認定こども園法の改正により、新たに幼保連携型認定こども園が創設され、その認可権限が政令指定都市に移譲されたことから、本市では「さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例」を制定・施行したところでございます。現在、幼保連携型以外の認定こども園については、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例によりまして、埼玉県から事務・権限が移譲されておりますが、認定要件については、埼玉県の認定要件を採用しているところでございます。

2ページをお願いします。次に、今回条例制定を行う理由についてですが、平成29年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる、「第7次地方分権一括法」が成立しまして、都道府県から政令指定都市等へ事務・権限の移譲等が行われましたが、認定こども園の窓口一本化によりまして事業者の利便性を図るとともに、政令指定都市が計画的な施設整備を行い、子育て環境を充実させることが可能となるよう、子ども関係では「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」及び「子ども・子育て支援法」の一部が改正されましたことから、本市においても根拠条例の整備を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。条例の主な内容についてですが、「園児数」については県の認定基準と同様にしまして、「職員の配置」及び「職員資格」については、国の基準どおりとする予定です。

次に、4ページになりますが、4の「施設設備」のうち、乳児室又はほふく室の面積基準について、保育所型にあつては、現行の市の認可保育所基準と同様にし、幼稚園型及び地方裁量型にあつては、県の認定基準と同様にする予定です。また、屋外遊戯場につきましては、保育所型にあつては、現行の市の認可保育所基準と同様にし、幼稚園型及び地方裁量型にあつては、国の基準どおりとする予定です。

次に、5ページになりますが、「食事の提供」について、保育所型にあつては、現行の市の認可保育所基準と同様にし、幼稚園型及び地方裁量型にあつては、国の基準のとおりする考えでございます。

いろいろと、内容について申し上げてきましたが、原則、保育所型については、現行の市の認可保育所の基準を採用する方向でして、それ以外の幼稚園型、地方裁量型については、県の基準、又は国の基準を採用する考えでございます。

最後に、資料にはございませんが、今後のスケジュールについてです。条例案につきましては、現在作成中でありまして、今日お示しすることはできませんが、市の法務・コンプライアンス課という所管課と確認作業を行っておりまして、その作業が済み次第、パブリック・コメントにかけるとの予定でございます。恐らくは9月中、約1か月間のパブリック・コメントをかけて、市民の方からの御意見をいただき、修正を行った後に、10月上旬を目安に条例案を固めたいと考えております。その後、12月議会に諮りまして、公布につきましては年内を予定しております。なお、施行日につきましては、平成30年4月1日となります。私からは以上でございます。

(吉川会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に関しまして、御意見、御質問がありましたらお伺いします。権限の移譲に伴う条例の制定ですね。よろしいでしょうか。それでは、こちらにつきましても何かございましたら、御意見をお寄せいただければと思います。

それでは、次に進みます。議事(5)その他ですが、委員の皆様から何かございますか。はい、笠原委員さん。

(笠原委員)

本日の事業計画の内容そのものには直接の関係はないと思うのですが、先ほど、冒頭で部長さんがおっしゃったように、今回、あってはならない痛ましい事故が起きてしまったことで、当然、市の保育所関係の方、また今日御出席の大野委員さんがされております私立保育園、及び学童保育の方でも十分配慮されていると思うのですが、それらに関わる方への危機管理ですとか、安全管理についての研修は市としてなされているのかどうかお伺いしたい。今の説明で市の事業が十分されているのは聞きましたけれど、市としてお子様の命を預かっているのですから、そういう研修関係の事業を積極的にやっていただきたいと思います。報道等からしか知識がないものですから、報道等からの情報では、ちょっとクエスションかなと思うところがいくつかありました。例えば、1分間、園児を水の中にいれたまま目を離してしまった、1分は非常に長いのですが、そういうことが慣例的に行われているから大丈夫だろうとされていると思う。一番怖いことだと思う。そういう子どもの命を預かる部署として、安全面に対する、職員の方や経営者の方に対する研修をぜひ最低年2回はやっていただきたい。そういう実績が現在あるかどうかお聞きすると同時に、今後の事業計画の中に積極的にそれに取り組んでほしいなと思います。待機児童が多いから、保育園が増えていることは、非常に良いことと思うのですが、そちらだけではなく、どうしたら維持できるかということへの方策を事業計画の中に考えていただきたいと、今回の事故でつくづく思いました。

(吉川会長)

ありがとうございました。今、質問と意見がありました。質問の方は、安全・危機管理に関する研修についてで、お答えいただけたらと思います。それから、それらを積極的に計画に入れてほしいという御意見を伺いました。関係課の方からよろしく願いたいします。

(保育課長)

保育課でございます。子どもの安心・安全というところでの研修でございますが、いくつか例を申し上げますと、昨年度、平成28年度に民間保育所、公立保育所、あるいは認可外保育施設等に御案内申し上げまして、初めて取り組んだ研修としては、昨年7月に相模原市の施設で殺傷事件が起こったということで、9月に現職警察官をお呼びして防犯研修を行いました。それから食物アレルギー、これもアナフィラキシーショックということで、命に関わりかねないということで、食物アレルギーに関して日本でも有数の先生である市民医療センターの西本先生に講師をいただいていた施設職員研修を、それから10月に一般市民を対象に市民会館おおみやで講演会を行ったところで、今年も行います。また、シズ(SIDS)、突然死に関して詳しい小保内先生においでいただい

て、最近の研究状況、発生状況についての研修を行いました。また、危機管理研修とい
たしましても実施しておりまして、プールに特化した研修は行っておりませんが、今回
痛ましい事故が起きたので、できれば今年度の危機管理の研修からプールに関して
も入れた研修を実施したいと考えております。

(青少年育成課長)

青少年育成課の岸と申します。放課後児童クラブの関係を説明させていただきます。
放課後児童クラブでは、年間10回弱ほどの研修を行っています。その中で、昨年度で
すと、例えば衛生管理の研修であったり、保育所の方でも出ましたけれど、食物アレルギー
関係の研修があります。研修自体は数をこなしていますので、今回はプールが原因
でしたけれども、そういったものも含めまして研修を設定していきたいと思えます。

(吉川会長)

はい、西田委員さん、どうぞ。

(西田委員)

事故の件で危機管理の研修が大切だというお話だと思えますけれど、それについては
重々承知していると思えますし、(放課後児童クラブについては、)年間10回程の研修
の中で毎年コンスタントに行っていると聞いております。問題なのは、昨今、人手不足
がなかなか改善されないことで、保育園の例は分からないのですが、学童保育で言いま
すと、なかなか(指導員の)定員を満たせないところも実際にあります。ただ、実際
には運営しないと、どうにもならないという現実もございますので、そういった面では、
危険でないように、なおかつ人手が足りないとなりますと、かなり困難な保育になっ
てくるわけです。要するに、安全な場所にずっと閉じ込めておくようなことが一番安全な
やり方なのですが、それが子どもたちにとって良いことなのかということを考えれば、
基本的には、人手不足を補う方策を行わない限り、安全と子どもの将来を含めて良いも
のにはならないだろうと思えますので、危機管理のことと一緒に、指導員、それから保
育園の保育士の人手不足の解消をぜひ考えてもらえればと思えます。

(吉川会長)

ありがとうございました。人手不足で事故が起こらないように、改善を進めていかな
ければいけないということでは大事な意見だと思えます。

また、プールに特化した研修という説明もありましたが、ただ、プールに特化したと
いうこともあるのですが、たぶん、プールに限らず、子どもから目を離すということは、
プール以外でも起こりうることなので、考え方として、プールも含めて、子どもをどう
見るかということの質の向上を大事に考えていかなければならないことが、保育園だけ
ではなくて、他の場でも子どもを預かる場所として、大事なことかと思えます。意見
ということで申し上げました。

それでは、執行部から最後に何かありますでしょうか。

(子育て支援政策課長)

特にございません。

(吉川会長)

それでは、以上をもちまして、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしま
した。非常に盛りだくさんの中、皆様には進行に御協力いただきましてありがとうございます

いました。先ほど説明にありましたとおり、計画の見直し、貧困対策推進計画の策定を行ってまいりますので、皆様には引き続き御協力をいただきたくお願いします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

3 閉 会

(事務局)

吉川会長並びに委員の皆様、長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

最後に事務連絡となりますが、今年度の当分科会の開催予定は、第2回を11月、第3回を年明け1月、第4回を3月に開催する予定となっております。次回の開催につきましては、会長と日程を調整いたしまして、後日、皆様にお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会を終了いたします。